

MHM Asian Legal Insights

第 151 号 (2023 年 5 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者: 弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

今月のトピック

1. ベトナム : [個人情報保護に関する政令の公布](#)
2. インド : [競争法の改正について](#)
3. インドネシア : [企業結合規制に関する規則の改定](#)
4. シンガポール : [株式売渡請求権の承認決議が成立するための基準を変更する会社法改正案の動向](#)
5. タイ : [「デジタルプラットフォームサービス」への規制に関する下位規則](#)

今月のコラム [—タイの温泉事情—](#)

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第 151 号 (2023 年 5 月号) を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

※本レターに記載した円建て表記は、ご参照のために、各現地通貨を現在の為替レートで換算したものとなります。

1. ベトナム: 個人情報保護に関する政令の公布

ベトナムでは、2023 年 4 月 17 日、個人情報保護に関する政令 (Decree No.13/2023/ND-CP: 「本政令」) が公布され、2023 年 7 月 1 日より施行されます。本レター第 122 号 (2021 年 3 月号) 及び第 138 号 (2022 年 5 月号) 等でご紹介したとおり、従前、ベトナムには複数の法令に個人情報保護に関する規定が散在するのみであり、政府は、かねてより個人情報保護に関する包括的な法令の制定を目指してきました。本政令はベトナムにおいて初めての包括的な個人情報保護に関する法令となります。

本政令には、旧法制下にはない様々な規制が盛り込まれているほか、過去にパブリックコメント募集のために公表されていた政令案 (上記本レター第 122 号 (2021 年 3 月号) ご参照) の内容とも相当程度異なっています。上記のとおり、本政令の施行 (2023 年 7 月 1 日) が目前に迫っており、適用のある事業者においては本政令への対応が急務となります。本レターではその主要な内容についてご紹介します。

MHM Asian Legal Insights

(1) 本政令の適用範囲

本政令の適用範囲は以下のとおりとされています。

- (a) ベトナムの団体・組織・個人
- (b) ベトナムに所在する外国の団体・組織・個人
- (c) 国外で活動を行うベトナムの団体・組織・個人
- (d) ベトナムにおける個人情報の処理に直接関与し又は関連する外国の団体・組織・個人

上記(d)によれば、親会社・本社である日本企業あるいはベトナムに拠点を有しない日本企業であっても、その活動が「ベトナムにおける個人情報の処理に直接関与し又は関連する」ものと評価される限り、本政令の適用対象になり得ると考えられます。もっとも、本政令上、この要件の具体的な解釈は示されておらず、今後の実務を注視する必要があります。

(2) 個人情報の定義

本政令では、個人情報とは、「電子的環境における記号、文字、数字、画像、音声又はこれらに類する形態であって、特定の個人に関連づけられる又は特定の個人の識別に寄与する情報」と定義されています。

旧法制下では、個人情報がセンシティブな情報か否かに着目した規制はありませんでしたが、本政令では、個人情報が「基礎個人情報」と「センシティブ個人情報」に分類され、センシティブ個人情報とは、「個人のプライバシーに関わる個人情報であって、侵害された場合に個人の法的権利や利益に直接影響を与えるもの」と定義されています。基礎個人情報とセンシティブ個人情報に該当するものとして、それぞれ以下のような情報が例示列挙されています。

下表のとおり、金融機関・外国銀行支店・支払仲介業者の保有する顧客情報は広くセンシティブ個人情報に含まれるところ、下記(5)のとおり、センシティブ個人情報の処理については規制が加重されているため、留意が必要です。

基礎個人情報	センシティブ個人情報
(a) ファミリーネーム、ミドルネーム、ファーストネーム、その他の名前	(a) 政治的意見、宗教的意見
(b) 生年月日、死亡・失踪年月日	(b) カルテに記録された健康状態及び私生活（血液型を除く）
(c) 性別	(c) 人種又は民族的出自に関する情報
(d) 出生場所・出生登録場所、永住住所・一時住所、現住所、出身地、連絡先	(d) 個人の先天的又は後天的な遺伝子特性に関する情報

MHM Asian Legal Insights

(e) 国籍	(e) 個人の身体的及び生物学的特性に関する情報
(f) 個人の写真	(f) 個人の性生活及び性的指向に関する情報
(g) 電話番号、ID カード番号、個人識別番号、パスポート番号、運転免許証番号、ナンバープレート番号、個人納税者番号、社会保険番号、健康保険証番号	(g) 法執行機関により収集・保存された犯罪及び犯罪行為に関する情報
(h) 婚姻関係	(h) 金融機関・外国銀行支店・支払仲介業者及びその他の権限を有する組織の顧客情報（法令に定める顧客識別情報、口座に関する情報、預金に関する情報、預託資産に関する情報、取引に関する情報、金融機関・外国銀行支店・支払仲介業者の保証人としての組織・個人に関する情報を含む）
(i) 家族関係（親・子）に関する情報	(i) 位置情報サービスにより特定された個人の位置情報
(j) 個人のデジタルアカウントに関する情報、サイバースペースでの活動・活動履歴を反映した情報	(j) その他、法令の定める、必要な安全措施を講じる必要のある個人情報

(3) 個人情報の管理者・処理者

本政令では、規制の対象となる当事者が以下のとおり分類されています。

- 管理者 (Personal Data Controller) … 個人情報の処理の目的及び方法を決定する組織又は個人
- 処理者 (Personal Data Processor) … 管理者との契約又は合意により、管理者に代わって個人情報の処理を行う組織又は個人
- 管理者兼処理者 (Personal Data Controller cum Processor) … 個人情報の処理の目的及び方法を決定し、個人情報を直接処理する組織又は個人

このように個人情報を取り扱う主体を管理者と処理者に分類して規制する建付けは、EU の GDPR におけるそれと類似しています。本政令においても、管理者は、個人情報の処理が個人情報保護に関する法令に基づいて行われていることを証明するために適切な措置を講じ、また本人の有する権利を保障する責任を負う主体として位置づけられているのに対し、処理者は、管理者から個人情報の提供を受け、管理者との合意に従って個人情報を処理する主体として位置づけられています。なお、本政令

MHM Asian Legal Insights

では GDPR と異なり、管理者及び処理者双方の責任を負う主体として「管理者兼処理者」の概念が設けられています。これは、本政令では GDPR と異なり、「管理者」が自ら個人情報を処理する主体としては位置づけられていないためと考えられます。

(4) 個人情報の処理に関して必要となる対応

旧法制下においても、個人情報の取扱いに関して必要となる対応については、本人からの同意取得を含めて一定の規制が存在していましたが、必ずしも法令間でその内容は統一されていませんでした。

本政令は、まず、個人情報の処理（Personal Data Processing）を「個人情報の収集、記録、分析、保存、変更、公表、結合、アクセス、検索、回復、暗号化、復号、コピー、共有、送信、提供、転送、削除、破壊又はその他の関連行為を含む、個人情報に影響を及ぼす一つ又は複数の行為」と広汎に定義し、あらゆる形態での個人情報の取扱いが「個人情報の処理」として規制の対象になることを明らかにしています。

そして、個人情報の処理にあたっては、以下の各対応をとることが義務づけられます。

(a) 本人からの同意取得

管理者・管理者兼処理者は、（緊急時に本人の生命・健康を保護する必要がある場合等、一定の例外事由に該当する場合を除き）原則として、個人情報の処理について本人から同意を取得することが義務づけられています。

さらに、本人からの同意取得は以下の①～④の条件を全て満たす態様で行われなければならないとされています。旧法制下においても、一部の法令では個人情報の取扱いにあたり本人から同意を取得することが義務づけられていましたが、同意の取得方法について必ずしも具体的な規制は置かれていませんでした。そのため、現状では、このような厳格な態様での同意取得は行っていない事業者も相当数存在すると推測されます。本政令の施行に伴い、適用ある事業者においては、既存のオペレーションを点検し（必要に応じて）見直しを進める必要があります。

- ① 同意は、本人が、(i) 処理される個人情報の種類、(ii) 処理の目的、(iii) 個人情報を処理する組織・個人、(iv) 本人の権利・義務について十分に認識したうえで、自発的に行われなければならない。
- ② 同意は、書面・音声・同意欄へのチェック・メッセージを通じた同意・技術的設定における同意の選択その他の行動により、明示的に示されなければならない。（電子的形式又はその他の検証可能な形式を含め）印刷又は書面への複写が可能な形式でなされなければならない。
- ③ 沈黙又は無回答は同意とみなされない。

MHM Asian Legal Insights

- ④ 使用目的が複数ある場合には、本人が一つ又は複数の目的を特定して同意することができるように目的を列挙しなければならない。

(b) 本人に対する個人情報の処理の通知

管理者・管理者兼処理者は、個人情報の処理を開始する前に、本人に対し、所定の事項（①処理の目的、②①の目的に関連して処理される個人情報の種類、③個人情報の処理の方法、④①の目的に関連する他の組織・個人に関する情報、⑤起こり得る結果と予期せぬ損害、⑥処理の開始時期及び終了時期）を通知することが義務づけられています。

(c) 個人情報処理影響評価の実施

管理者・管理者兼処理者及び処理者は、個人情報の処理を開始したときから個人情報処理影響評価（Data Processing Impact Assessment）を実施し、その記録を保存する必要があります。当該記録には、以下の内容を含むこととされています。

管理者・管理者兼処理者の場合	処理者の場合
① 管理者・管理者兼処理者の情報・連絡先	① 処理者の情報・連絡先
② 個人情報の保護を担当する部署・従業員の名称・氏名と連絡先	② 個人情報の処理を担当する部署・従業員の名称・氏名と連絡先
③ 個人情報の処理の目的	③ 管理者との契約に基づく個人情報の処理のモデル及び処理される個人情報の種類
④ 処理される個人情報の種類	④ 個人情報の越境移転を行う場合
⑤ 個人情報の提供を受ける組織・個人（ベトナム国外に所在又は居住する組織・個人を含む。）	⑤ 個人情報の処理期間、削除又は廃棄の推定期間（もしあれば）
⑥ 個人情報の越境移転を行う場合	⑥ 個人情報の安全措置
⑦ 個人情報の処理期間、削除又は廃棄の推定期間（もしあれば）	⑦ 起こり得る結果・予期せぬ損害・当該結果及び損害を軽減又は除去するための措置
⑧ 個人情報の安全措置	
⑨ 個人情報の処理の影響の評価、起こり得る結果・予期せぬ損害・当該結果及び損害を軽減又は除去するための措置	

同記録は、個人情報の処理を開始してから 60 日以内に、公安省サイバーセキュリティ・ハイテク犯罪対策部（通称「A05」）に提出し、記録の内容に変更が生じた

MHM Asian Legal Insights

びに更新する必要があります。

個人情報処理影響評価の実施は旧法制下には存在しなかった新たな義務であるところ、本政令上、例外なく全ての管理者・管理者兼処理者・処理者がこの義務の対象とされており、事業者にとって相応の負担となることが予想されます。

(5) センシティブ個人情報の処理

処理する個人情報がセンシティブ個人情報である場合、管理者・管理者兼処理者及び処理者は、個人情報保護を担当する部署及び責任者を定め、A05 に通知する必要があります。なお、本政令上、当該部門や責任者に関する要件は特に定められていません。

また、本人に対し、処理される個人情報がセンシティブ個人情報であることを伝える必要があります。

(6) 個人情報の越境移転

管理者・管理者兼処理者及び処理者は、ベトナム人の個人情報をベトナム外に移転する場合、個人情報移転影響評価（Cross-border Data Transfer Impact Assessment）を実施してその記録を保存する必要があります。当該記録には以下の内容を含むこととされています。

- ① 移転元の情報・連絡先
- ② 個人情報の移転を担当する部署・従業員の名称・氏名と連絡先
- ③ 移転後における当該個人情報の処理の目的
- ④ 移転される個人情報の種類
- ⑤ 本政令の遵守状況に関する説明、個人情報の保護措置の詳細
- ⑥ 個人情報の移転の影響の評価、起こり得る結果・予期せぬ損害・当該結果及び損害を軽減又は除去するための措置
- ⑦ 個人情報の処理に関する本人の同意
- ⑧ 個人情報の処理に関する移転元と移転先との間の義務や責任を定めた書面

同記録は、個人情報の越境移転を開始してから 60 日以内に、A05 に提出し、記録の内容に変更が生じるたびに更新する必要があります。さらに、移転者は、個人情報の越境移転が行われた後、個人情報の移転を担当する部署及び責任者の情報及び連絡先を A05 に通知する必要があります。

旧法制下では、個人情報をベトナム外に移転する場面に着目した規制は特段置かれていなかったため、該当する事業者においては新たに対応を進める必要があります。この点、本政令上、個人情報の越境移転は、「サイバースペース、電子機器、設備、

MHM Asian Legal Insights

その他の形態を使用して、ベトナム人の個人情報をベトナムの領域外に移転する行為、又はベトナムの領域外の場所を使用してベトナム人の個人情報を処理する行為」と広汎に定義されているため、例えば、クラウドサービスを使用して個人情報を保存・管理しているといった場合にもこの適用対象となり得ると考えられる点に留意が必要です。

なお、本政令によれば、公安省は、(具体的な状況に応じて)個人情報の越境移転に関する検査を少なくとも1年に1回実施し、さらに、移転された個人情報がベトナムの利益や安全保障を侵害する活動に使用されていることが判明した場合等、一定の場合には、移転者に対して個人情報の越境移転の停止要請を決定できるとされています。

以上のほか、本政令では、個人情報の安全保護措置、個人情報の漏えい等、個人情報保護規制への違反が発見された場合の当局への通知義務、本人の有する権利の行使方法やこれに対する事業者の義務内容についても規定されています。ただし、本政令への違反に対する罰則等についてはいまだ整備されていません。なお、中小企業及びスタートアップ企業については、個人情報の保護を担当する部署の設置及び当該担当者の選任義務について、2年間の猶予期間が設けられています。

このように、本政令の施行に伴い対応が必要となる事項は多岐に亘るため、ベトナムにおいて事業を営む事業者においては、まずは自社における個人情報の取扱いの実態を把握したうえで、本政令の下で自社においてどのような対応が必要となるかを分析・整理し、優先順位を決めて順次対応を進めていくことが肝要となります。

(ご参考)

本レター第122号(2021年3月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00047694/20210322-124724.pdf>

本レター第138号(2022年5月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00064627/20220520-114800.pdf>

弁護士 江口 拓哉

☎ +84-28-3622-2601 (ホーチミン)

☎ 03-5223-7745 (東京)

✉ takuya.equuchi@mhm-global.com

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +84-28-3622-1632 (ホーチミン)

✉ kana.manabe@mhm-global.com

弁護士 西尾 賢司

☎ +84-28-3622-2602 (ホーチミン)

✉ kenji.nishio@mhm-global.com

弁護士 加藤 史矩

☎ +84-28-3622-2614 (ホーチミン)

✉ fuminori.kato@mhm-global.com

弁護士 武川 丈士

☎ +84-24-3267-4101 (ハノイ)

✉ takeshi.mukawa@mhm-global.com

弁護士 岸 寛樹

☎ +84-24-3267-4102 (ハノイ)

✉ hiroki.kishi@mhm-global.com

弁護士 大西 敦子

☎ +84-24-3267-4107 (ハノイ)

✉ atsuko.onishi@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

2. インド：競争法の改正について

本レター第 149 号（2023 年 3 月号）においてお知らせしましたとおり、インド政府は、2022 年 8 月、インド競争法（Competition Act, 2002）を改正する 2022 年インド競争法改正法案（Competition (Amendment) Bill, 2022）をインド連邦議会の下院に提出しました。その後、同法案はインド連邦議会の下院・上院それぞれにおいて可決され、2023 年 4 月、大統領の同意を得て、2023 年インド競争法改正法（Competition (Amendment) Act, 2023）（以下「本改正法」といいます。）として成立しました。そこで本稿では、本レター第 149 号（2023 年 3 月号）においてご紹介した以外の重要な改正点について、以下のとおりご紹介いたします。

(1) 企業結合審査の審査期間の短縮

インド競争法委員会（Competition Commission of India）による企業結合審査の「Phase 1」の審査（企業結合の届出後に行われる第 1 段階の審査）の期間が、従来の 30 営業日から 30 暦日に短縮されました。また、インド競争法委員会が「Phase 1」の審査の期間内に企業結合の届出を承認しない判断を行った場合には、「Phase 2」の詳細審査に移行することになりますが、全体の審査期間についても、従来の 210 暦日から 150 暦日に短縮されました。

(2) 証券市場における取得の例外

従来、証券市場における株式等の取得についても、インド競争法委員会の事前の承認が必要とされていました。本改正法により、証券市場における株式等の取得については、①取引実行から一定期間内にインド競争法委員会に対して事後の届出を行い、その承認を得ること、及び②当該承認を得るまでの間、取得した株式等について、議決権、配当受領権を含む、所有権又は経済的権利を行使しないことを条件として、インド競争法委員会の事前の承認を得る前に取引を実行することが可能とされました。

(3) 反競争的協定の規制対象の拡大

本改正法では、反競争的協定の促進に関与した又は関与することを意図した者は、反競争的協定の構成員と同一又は類似の事業を行っていない場合でも、原則として反競争的協定の規制の適用対象とされることが明記されました。そのため、例えばカルテルにおいて仲介的な役割を担うなどにより、カルテルを促進した場合（いわゆるハブ・アンド・スポーク型カルテル）についても、原則として規制対象になります。

MHM Asian Legal Insights

(4) 制裁金の算定基礎の拡大

従来、反競争的協定又は支配的地位の濫用に関する規制の違反の場合に課される制裁金は、インドの最高裁判決に従い、違反行為に関連する製品又はサービスに関する売上高を基礎として算定される扱いとなっていました。これに対し、本改正法では、（違反行為に関連しない製品・サービスを含む）違反者の取り扱う全ての製品及びサービスに関する全世界における売上高を基礎として算定可能であることが規定されました。そのため、制裁金が従来より高額となるおそれがあります。なお、インド競争法委員会は制裁金の算定に関するガイドラインを定める見込みです。

(5) 制裁金の預託義務の明記

インド競争法委員会による制裁金の命令について、会社法不服審判所（National Company Law Appellate Tribunal）に対して不服申立てを行う場合には、本改正法により、制裁金額の25%の預託が必要とされました。従来から実務上、会社法不服審判所から制裁金額の10%（ないし事例によっては25%）の預託が求められていたことを成文化したものになります。

以上、本改正法では、カルテル規制の範囲や制裁金額を拡大する方向での改正がなされる一方で、特に企業結合審査の審査期間の短縮等、インド競争法がより実効的かつ効率的になるような改正がなされています。インド競争法委員会は本改正法に関連する施行規則・ガイドラインを策定する見込みであり、また、本改正法に基づく運用も始まるため、引き続き動向を注視する必要があります。

（ご参考）

本レター第149号（2023年3月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00066577/20230320-020011.pdf>

弁護士 御代田 有恒

☎ 03-6266-8989（東京）

✉ aritsune.miyoda@mhm-global.com

弁護士 小林 高大

☎ 03-5220-1856（東京）

✉ s.takahiro.kobayashi@mhm-global.com

3. インドネシア：企業結合規制に関する規則の改定

インドネシアでは、2023年3月31日付けでインドネシア競争委員会（「KPPU」）による複数の規則が施行されており、その中には、インドネシアにおける企業結合規制に関する重要な変更を含むKPPU規則2023年3号が含まれます。KPPU規則2023年3

MHM Asian Legal Insights

号により、同年 3 月 31 日以降に届出される企業結合は（それ以前に取引の実行がされたものも含め）改定後の規則に基づき行われることとなります。

また、企業結合に関する手数料を定める政令 2023 年 20 号が同年 5 月 5 日付けで施行されています（以下、上記改定を総称して「本改定」）。

本改定では、主に(1) 届出基準の改定、(2) 企業結合審査のスケジュールの短縮、(3) 企業結合届出方法の変更、及び(4) 企業結合届出にかかる手数料の導入がなされたので、以下ご紹介します。

(1) 届出基準の改定

届出基準のうち、当事者の資産・売上高にかかる基準は、以下のとおり変更されました（変更は下線部。①又は②のいずれかの基準を満たす場合に届出が必要となります）。

(a) 本改定前

- ① 企業結合当事者全員の全世界における総資産の合計額が 2 兆 5 千億インドネシアルピア（約 229 億円）を超えるとき、又は
- ② 企業結合当事者全員のインドネシア国内総売上高の合計額が 5 兆インドネシアルピア（約 459 億円）を超えるとき

(b) 本改定後

- ① 企業結合当事者全員のインドネシアにおける総資産の合計額が 2 兆 5 千億インドネシアルピアを超えるとき、又は
- ② 企業結合当事者全員のインドネシア国内総売上高の合計額が 5 兆インドネシアルピアを超えるとき

また、本改定前は、企業結合当事者のいずれか一方がインドネシア国内に資産又は売上げを有していれば local nexus（地域的関連）があるとして届出の対象となっていました。本改定では、企業結合当事者全員がインドネシア国内に資産又は売上げを有していることが要求されるようになりました。

本改定前は、資産額の基準が全世界ベースであり、かつ、一方当事者だけでもインドネシア国内に売上げ又は資産を有していれば local nexus があるとみなされていたことから広範に届出が必要となっていました。本改定により、今後は届出が必要になる企業結合の範囲は従前と比べて大きく限定されることとなります。

(2) 企業結合審査のスケジュールの短縮

本改定前、審査スケジュールは、届出後、KPPU が 60 営業日以内に提出書類を確認し、その後 90 営業日以内に審査を完了することとされていました。

MHM Asian Legal Insights

しかし、本改定により、届出後、KPPUは3営業日以内に提出書類を確認し、その後90営業日以内に審査を完了することとなり、大幅な審査スケジュールの短縮が図られています。

(3) 企業結合届出方法の変更

本改定前、届出は、主に電子メールにより行われていましたが、本改定により、KPPUのウェブサイトを通じた方法に変更となりました。

(4) 企業結合届出にかかる手数料の導入

本改定前、届出手数料は不要でしたが、本改定により、届出時に当事者（当事者の支配権が直接又は間接に及ぶ会社を含む）の資産又は売上高の合計額のうちいずれか低い方の0.004%の手数料（上限は1億5,000万インドネシアルピア（約137万円））の支払いが必要となりました。

本改定による届出基準の変更は、企業結合審査の対象をよりインドネシアに実質的な影響のある取引に限定し、KPPUが各届出について緻密かつ充実した審査が行えるようにするためのものとみられています。従前は、KPPUにおける企業結合審査は、競争法上の懸念が考えにくいような取引の審査も含めて、法令に定める審査期間を超えることも多く、非常に時間を要する傾向にあったため、本改定はKPPUにおける審査の効率化に資する歓迎すべき法改正といえます。今後の実務動向にも注視する必要があります。

弁護士 宇都宮 秀樹
☎ 03-5223-7784（東京）
✉ hideki.utsunomiya@mhm-global.com

弁護士 竹内 哲
☎ +65-6593-9755（シンガポール）
✉ tetsu.takeuchi@mhm-global.com

弁護士 竹腰 沙織
☎ 03-6266-8903（東京）
✉ saori.takekoshi@mhm-global.com

弁護士 花村 大祐
☎ +65-6593-9466（シンガポール）
✉ daisuke.hanamura@mhm-global.com

弁護士 後潟 伸吾
☎ 092-739-8144（福岡）
✉ shingo.ushirogata@mhm-global.com

4. シンガポール：株式売渡請求権の承認決議が成立するための基準を変更する会社法改正案の動向

シンガポール法人の買収 M&A においては、一定数以上の多数株式を取得・保有した大株主（買収者）が少数株主の株式を強制的に取得することのできる、いわゆるスクイーズ・アウト（完全子会社化）の権利である株式売渡請求権が規定されています（シンガ

MHM Asian Legal Insights

ポール会社法 215 条)。具体的には、買収者は、買収者による買収開始から 4 か月以内に、対象会社株式の 90%以上の保有者から買収者が対象会社株式を取得することについての承認を得た場合、それから 2 か月以内に、当該買収に反対する株主に通知することによって、当該株主の株式を強制的に取得する法定の権利（「株式売渡請求権」）を得ます。買収者はこの株式売渡請求権を行使することにより、対象会社株式 100%の取得を実現することができます。

現行法上、上記の株主総会における「対象会社株式の 90%以上の保有者」からの承認決議の算定に際して、以下の株式は除外されています。

- (a) 買収者が保有する株式
- (b) 買収者のノミニー（名義上、買収者の代わりに株主になっている者をいう）が保有する株式
- (c) 買収者の関連会社（Related Corporation：親会社、子会社及び兄弟会社のことをいう）が保有する株式
- (d) 買収者の関連会社のノミニーが保有する株式
- (e) 自己株式

この除外される株式の範囲について、学者や実務家等からは、現行ルールでは潜脱が可能であるため、少数株主保護の観点から改正すべきという旨の意見がありました。このような意見を踏まえて、国会に提出された会社法の改正案（2023 年 4 月 18 日の国会において最初の審議を実施）において、90%基準の算定から除外される株式の範囲を広げる旨の改正内容が提示されています。以下でその概要についてご紹介します。

改正案においては、上記(a)から(e)に加えて、以下の①から④の株式も株式 90%以上の保有者からの承認決議の算定に際して、除外される旨の改正内容が提案されています。

- ① 対象会社に関して、買収者の指示、命令若しくは意向に従って行動することが慣例となっている者、又は公式・非公式を問わずその義務を負う者が保有する株式
- ② 買収者の配偶者、親、兄弟姉妹、子ども、養子又は連れ子が保有する株式
- ③ 対象会社に関して、(i) 買収者がある者の指示、命令若しくは意向に従うことが慣例となっている場合における、当該ある者、又は、(ii) 公式・非公式を問わず、買収者がある者の指示に従って行動する義務を負っている場合における、当該ある者が保有する株式
- ④ 買収者又は上記いずれかに該当する者が支配している主体

特に上場会社の 100%を企図する買収者は、公開買付け等による一段階目の株式取得において株式売渡請求権を行使するために必要となる 90%以上の株式を確実に取得す

MHM Asian Legal Insights

る必要があります。上記改正内容は、買取者が一段階目の株式取得において取得すべき株式の範囲にも影響するものですので、当該会社法の改正に関する動向については引き続き注視する必要があります。

※当事務所は、シンガポールにおいて外国法律事務を行う資格を有しています。シンガポール法に関するアドバイスをご依頼いただく場合、必要に応じて、資格を有するシンガポール法事務所と協働して対応させていただきます。

弁護士 細川 怜嗣

☎ +65-6593-9467 (シンガポール)

✉ reiji.hosokawa@mhm-global.com

弁護士 大林 尚人

☎ +65-6593-9764 (シンガポール)

✉ naoto.obayashi@mhm-global.com

5. タイ：「デジタルプラットフォームサービス」への規制に関する下位規則

Electronic Transaction Act, B.E. 2544 (2001) に基づき制定された Royal Decree on Operation of Digital Platform Services Which Require Notification (「本勅令」) が 2023 年 8 月 20 日に施行されることを受け (詳細については本レター第 146 号 (2023 年 1 月号) をご参照ください)、電子取引開発局 (Electronic Transactions Development Agency : 「ETDA」) により、本勅令の 9 通の下位規則 (「本規則」) を制定するための公聴会 (「本公聴会」) がこれまでに 3 回開催されました。本規則は、デジタルプラットフォームサービスの提供者に課される規制の詳細を明らかにするものです。以下では、本公聴会を経て現在までに公表されている本規則の草案 (「本草案」) の一部について概説します。

(1) デジタルプラットフォームサービスの分類

本草案によれば、本勅令の対象となるデジタルプラットフォームは、以下のとおり 16 のカテゴリに分類されます。

- ① オンラインマーケットプレイス
- ② シェアリングエコノミーサービス
- ③ オンラインコミュニケーションサービス
- ④ ソーシャルメディアサービス
- ⑤ 広告サービス
- ⑥ オーディオビジュアル及びミュージックシェアリング
- ⑦ 検索ツール
- ⑧ ニュースアグリゲーションサービス

MHM Asian Legal Insights

- ⑨ オンライン地図
- ⑩ ウェブブラウザ
- ⑪ バーチャルアシスタント
- ⑫ オペレーティングシステム
- ⑬ ホスティングサービス
- ⑭ クラウドサービス
- ⑮ インターネットサービス
- ⑯ その他

上記のとおり、デジタルプラットフォームに該当するサービスが広範に列挙されていますが、必ずしもユーザーとプロバイダーの媒介を本質としないクラウドサービスが含まれるなど、本勅令において定められた「デジタルプラットフォーム」の定義（有償か無償かを問わず、電子的取引を目的として、コンピュータネットワークを通じて、企業、消費者、又はサービスの提供を受ける者を媒介するために、データを管理する電子媒体を提供するサービス）に該当しないと思われるサービスも挙げられているため、今後の議論により修正がなされることが予想されます。

(2) プラットフォームのユーザー数

本草案によれば、「デジタルプラットフォームサービス」を提供する者（「デジタルプラットフォーム」）は自らのプラットフォームを利用するユーザー数を ETDA に報告する義務を負うものとされています。具体的には、個別の月間アクティブユーザー数及び年間平均月間アクティブユーザー数を報告する必要があるものとされています。

(3) 事業開始前の届出が免除されるデジタルプラットフォームサービス

本勅令上、デジタルプラットフォームは、事業開始前に ETDA に届出を行う必要があるものとされています。もっとも、本草案によれば、商品又はサービスを提供するウェブサイトやアプリケーションは、ユーザーサポート用のウェブボード（WebBoard）や、サイト案内のためのハイパーリンク・バナーを設けているなどの一定の条件を充足する場合には、当該届出義務が免除されます。

(4) 利用規約

本草案によれば、デジタルプラットフォームの利用規約はタイ語版が作成される必要があるものとされています。また、利用規約に必要な記載事項として、販売業者、ユーザー、商品に応じて扱いが異なる場合のその扱いに関する説明、個人情報のク

MHM Asian Legal Insights

セス権、及び問合せ窓口等に関する事項が挙げられています。

さらに、利用規約に修正を加えた場合、デジタルプラットフォームはETDA及びユーザー宛に通知する義務があるものとされています。

(5) デジタルプラットフォームサービスの終了のための手続等

本草案によれば、サービスの終了を予定しているデジタルプラットフォームは、サービスの類型に応じ、サービス終了の60日、90日又は120日前にETDA及びユーザーに通知する義務があるものとされています。当該通知はタイ語で行われ、サービス終了日、ユーザー向けの移行手段、デジタルプラットフォームの連絡先等の情報を記載する必要があるものとされています。

また、サービスの終了を予定するデジタルプラットフォームは、サービス終了前後のユーザー保護・補償を目的としたアクションプラン及び救済措置を策定する必要があるものとされています。

本草案は今後も公聴会を経て修正がなされる可能性があるほか、デジタルプラットフォームサービスのユーザー及び販売業者の登録のガイドライン等に関する定めの本草案への追加が予定されているため、引き続き本公聴会の動向とともに公表される本草案の内容を注視していく必要があります。

(ご参考)

本レター第146号(2023年1月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00066204/20230120-120615.pdf>

タイ弁護士 パヌパン・ウドムスワンナクン

☎ +66-2-009-5152 (バンコク)

✉ panupan.u@mhm-global.com

弁護士 山本 健太

☎ +66-2-009-5099 (バンコク)

✉ kenta.yamamoto@mhm-global.com

タイ弁護士 スパカーン・ニンマンタートウォン

☎ +66-2-009-5173 (バンコク)

✉ supakan.n@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

— 今月のコラム — タイの温泉事情 —

「タイに温泉はあるのでしょうか。」

個人的な趣味として日本の温泉巡りを始めてから数年、日本における訪問温泉数は既に500を超えており、この記録にストップがかかることだけが、昨年春のタイでの勤務開始にあたっての唯一の心配でした。

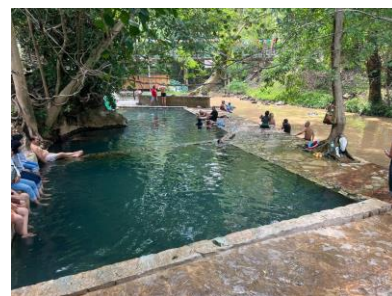
この質問に対するタイ駐在の同僚弁護士の回答は、決して芳しいものではありませんでした。タイの気候は熱帯モンスーン気候に属し、年平均気温は30℃、湿度も一年を通して高く、日本のように温泉文化が根付く環境ではありません。近年では日本文化の影響を受け、タイ（特にバンコク周辺）において‘Onsen’という言葉自体は次第に広がりを見せていますが、この言葉は、タイでは本来の意味であるはずの「地中から湧き出す温水」という意味を失っており、水道水であれ何であれ、温かい水を入浴用や遊泳用に溜めたものであれば、全て‘Onsen’と呼称されています。バンコクを歩いていると、「Kashikiri Onsen」なるものの広告によく出会いますが、これらは私の知る限り例外なく水道水を加熱した入浴施設を指しており、「温泉」とは言い難いものです。

しかしながら来泰後、タイ人と交流を深める中でタイ各地の地理についても見聞を広めていると、私の想定を遥かに超えて、北はラオスとの国境地帯から南はマレーシアとの国境地帯に至るまで、タイ国内には様々な温泉が分布しており、意外にも当地が温泉の宝庫であることが分かってきました。私も赴任から日が浅く、多数の温泉を訪問できたわけではありませんが、今回はその中でもバンコクからのアクセスが容易なカンチャナブリーにある温泉をご紹介します。

カンチャナブリーはバンコクから西に小型バスで3時間弱の位置にある地方都市で、県の西端をミャンマーと接しています。第二次世界大戦中は、日本軍がミャンマーとタイを結ぶ泰緬鉄道を敷設しようとした場所であり、映画「戦場にかける橋」で取り上げられ有名になりました。

そのカンチャナブリーの中心地からソンテウ（軽トラを改装して荷台に乗れるようにしたもの）に乗り換えて片道2時間程度、

観光地となっている様々な戦争遺産を無視し続け、運転手に怪訝そうな顔をされながら進むと、ヒンダード温泉と呼ばれる温泉が見えてきます。



MHM Asian Legal Insights

ヒンダード温泉は、戦時中に日本軍が発見した温泉であり、現在は地元民向けの公園として整備されています。

お湯の色は笹濁りで、少しだけ鉄の香りがします。日本の温泉でいうと肘折温泉（山形）等が近い泉質でしょうか。肌触り自体はなめらかで入浴しやすい温泉ではありますが、温浴効果と当地の気温が相まって、滝のように汗が流れ出てきました。緑色の浴槽の横の茶色い水たまりは天然の川で、この川に浸かることで温まった体をクールダウンさせます。カンチャナブリーの主要観光地からかなり離れているためか、外国人の姿はほとんどなく、ローカルな湯あみが楽しめます。

カンチャナブリーで最も有名なのはこのヒンダート温泉ですが、当地にはこれ以外にも多数の温泉施設があります。その多くがリゾートホテルの温水プール用に利用されており、ヒンダート温泉のようなローカル感の強い施設に行かずとも、気軽に温泉に入ることができます。

そのうち、日本人もよく訪れるのがロックバレー温泉と呼ばれる温泉です。当温泉は、リバークワイビレッジ・ホテルという、観光にも便利なホテルの付属施設であり、ホテルからクウェー川を渡るボートに乗ってアクセスすることができます。



当施設は、広大なジャングルに 15 個の浴槽を配しており、おそらく源泉をそのまま利用しているのであろう大型の浴槽だけでなく、日本ではお目に掛かることのできない入浴剤入りの浴槽（バタフライピー風呂やコーヒー風呂等）が提供されています。ジャングルを散歩しながらの湯めぐりは異国情緒に満ちており、温泉それ自体は無色透明無味無臭で特徴に乏しいものの、ここ 1 施設だけでも十分楽しむことができます。



タイにはこのほかにも知られざる多数の温泉資源があり、中には日本人が訪問したことのない施設も多数ありそうです。今後も私はタイ国内中を駆け回り、知られざるタイの温泉たちを発見できればと考えていますので、皆様もタイにお越しの際には、観光の一つの候補として検討されてはいかがでしょうか。

（弁護士 西村 良）

MHM Asian Legal Insights

セミナー・文献情報

- セミナー [『グローバル（欧米・アジア／BRICs）データ保護規制の要点比較と最新実務対応』](#)
開催日時 2023年6月7日（水）13:30～16:30
講師 田中 浩之
主催 株式会社金融財務研究会

- 論文 「経済安全保障に関する 2022 年までの動向と 2023 年以降の展望（下）」
掲載誌 NBL No.1239
著者 宮岡 邦生、蔦 大輔、伊奈 拓哉、新井 雄也

NEWS

- The Best Lawyers in Japan™ 及び Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™ (2024 edition) にて高い評価を得ました
Best Lawyers®による、The Best Lawyers in Japan™ (2024 edition) にて、当事務所は、Banking and Finance Law 並びに Insolvency and Reorganization Law にて"Law Firm of the Year"を受賞しました。

また、下記 4 名の弁護士が"Lawyers of the Year"に選ばれました。
 - ・ 佐藤 正謙 - Structured Finance Law
 - ・ 江平 享 - Derivatives
 - ・ 吉田 和央 - Insurance Law
 - ・ 北山 昇 - Privacy and Data Security Law
加えて、当事務所の弁護士 152 名が The Best Lawyers in Japan™に、55 名が Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™に選出されております。

- 岡田 淳 弁護士、アバディ・ティスナディサストラ 弁護士、パヌパン・ウドムスワンナクン 弁護士が ALB Asia Super 50 TMT Lawyers 2023 に選出されました
トムソン・ロイターグループの、国際的法律雑誌である ALB (Asian Legal Business) Asia 2023 年 4 月号にて、岡田 淳 弁護士、アバディ・ティスナディサストラ 弁護士及びパヌパン・ウドムスワンナクン 弁護士が ALB Asia Super 50 TMT Lawyers 2023 に選出されました。

- Benchmark Litigation Asia-Pacific 2023 において高い評価を得ました
Benchmark Litigation Asia-Pacific 2023 年版において、当事務所及び当事務所のバンコクオフィス (Chandler MHM Limited) が全ての分野において高い評価を受け

MHM Asian Legal Insights

ました。さらに当事務所の4名の弁護士が高い評価を受けております。

分野

JAPAN

- ・ Commercial and transactions
- ・ Intellectual property
- ・ International arbitration
- ・ White collar crime

THAILAND

- ・ Commercial and transactions
- ・ Intellectual property
- ・ Trade and customs
- ・ Government and regulatory
- ・ Labor and employment

弁護士

JAPAN

- ・ Commercial and transactions
Litigation Star : 関戸 麦
- ・ Intellectual property
Litigation Star : 三好 豊
- ・ White collar crime
Future Star : 山内 洋嗣

THAILAND

- ・ Commercial and transactions
Litigation Star : ナティー・シーラチャルアン

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com